

公共料金の見直しについて（改定案再報告）

公共料金の見直しについては、令和8年6月市議会定例会総務常任委員会において、改定案の報告を行いました。改定案に対するご意見等を踏まえ、改定する料金等を一部修正したので、修正した内容について改定案を再報告するものです。

1 改定を行う経過

この取組を実施するにあたり、物価高騰や労務費が上昇する中、公共施設の維持管理費など行政サービスに対するコストも上昇している状況を踏まえ、改定の必要性について検討を行いました。受益と負担の適正化及び財源確保等を図るためには、料金改定をする必要があることから、見直し作業を進めてきたものです。

2 改定案の見直しについて

令和8年6月市議会定例会総務常任委員会で改定案を報告した際にいただいたご意見等を踏まえ、スポーツ施設の改定料金案の一部については、改定案の修正を行うものです。

なお、スポーツ施設に関する料金改定の条例改正議案は、令和8年12月市議会定例会に提出する予定です。

3 12月市議会定例会に料金改定の条例改正議案を提出する料金

（1）施設利用等に係る使用料

ア 秩父宮記念体育館（所管課 スポーツ推進課）

近隣自治体との均衡及びスポーツ推進審議会のご意見等を踏まえ、改定率を現行料金の120%に見直し。

※料金は2時間あたり

区 分	基準コスト(円)	受益者負担割合	改定率(参考)	現行料金(円)	改定率料金(円)	改定料金案(円)	現行料金差額(円)	6月改定料金案(円)
メインアリーナ	65,238	14.72%	200%	9,600	19,200	11,600	2,000	15,400
サブアリーナ	24,217	12.88%	200%	3,120	6,240	3,800	680	5,000
武道室	22,690	11.46%	200%	2,600	5,200	3,200	600	4,200
弓道場	15,274	11.00%	200%	1,680	3,360	2,050	370	2,550
軽体育室	5,294	15.11%	200%	800	1,600	1,000	200	1,300

区 分	基準コスト(円)	受益者負担割合	改定率(参考)	現行料金(円)	改定率料金(円)	改定料金案(円)	現行料金差額(円)	6月改定料金案(円)
ミーティングルーム	914	21.89%	180%	200	360	250	50	300
会議室 A	2,455	32.59%	170%	800	1,360	1,000	200	1,200
会議室 B	1,024	39.05%	160%	400	640	500	100	600
研修室	2,475	32.33%	170%	800	1,360	1,000	200	1,200

イ 秋葉台文化体育館・秋葉台公園球技場（所管課 スポーツ推進課）
近隣自治体との均衡及びスポーツ推進審議会のご意見等を踏まえ、
一部施設の改定率を現行料金の120%に見直し。

※料金は2時間あたり（トレーニングルームは1回あたり）

区 分	基準コスト(円)	受益者負担割合	改定率(参考)	現行料金(円)	改定率料金(円)	改定料金案(円)	現行料金差額(円)	6月改定料金案(円)
第1体育室	28,096	45.70%	160%	12,840	20,544	15,600	2,760	20,400
第2体育室	7,490	41.65%	160%	3,120	4,992	3,800	680	5,000
第3体育室	5,232	49.70%	160%	2,600	4,160	3,200	600	4,200
弓道場	1,593	60.25%	150%	960	1,440	1,200	240	1,500
トレーニングルーム	一般	202	148.86%	300	—	500	200	500
	中学生	202	49.62%	100	160	250	150	250
	60歳以上の市民	202	119.09%	240	—	400	160	400
大会議室	981	61.17%	150%	1,200	1,800	1,500	300	1,800
小会議室	672	47.63%	160%	640	1,024	800	160	1,000
和室	672	47.63%	160%	640	1,024	800	160	1,000
球技場	一般	72,580	3.44%	5,000	10,000	8,000	3,000	8,000
	中学生以下	72,580	1.05%	1,520	3,040	2,500	980	2,500

ウ 八部公園トレーニングルーム・野球場（所管課 スポーツ推進課）

※料金は2時間あたり（トレーニングルームは1回あたり）

区 分		基準コスト (円)	受益者負担 割合	改定率 (参考)	現行料金 (円)	改定率料金 (円)	改定 料金案(円)	現行料金 差額 (円)	6月改定 料金案(円)
トレ ー ニ ン グ ル ー ム	一般	103	292.67%	—	300	—	500	200	500
	中学生	103	97.56%	—	100	—	250	150	250
	60歳以上の市民	103	234.14%	—	240	—	400	160	400
野 球 場	一般	64,942	4.43%	200%	5,760	11,520	9,300	3,540	9,300
	中学生以下	64,942	1.96%	200%	2,540	5,080	4,100	1,560	4,100

エ 石名坂温水プール（所管課 スポーツ推進課）

※料金は2時間あたり（プールは1回あたり）

区 分		基準コスト (円)	受益者負担 割合	改定率 (参考)	現行料金 (円)	改定率料金 (円)	改定 料金案(円)	現行料金 差額 (円)	6月改定 料金案(円)
プ ー ル	一般	3,828	7.84%	200%	300	600	400	100	400
	60歳以上の市民	3,828	6.27%	200%	240	480	320	80	320
多目的ホール		5,940	0%	200%	0	0	200	200	200
和室		1,408	0%	200%	0	0	100	100	100
会議室		1,772	0%	200%	0	0	100	100	100

オ スポーツ広場（所管課 スポーツ推進課）

「カ 公園内野球場・球技場」の桐原公園（野球場）と類似施設であることから、一般利用の料金を同一にするとともに、中学生以下の改定率を一般利用の改定率と同率に見直し。

※料金は2時間あたり

区 分		基準コスト (円)	受益者負担割合	改定率 (参考)	現行料金 (円)	改定率料金 (円)	改定 料金案(円)	現行料金 差額(円)	6月改定 料金案(円)
女坂スポーツ広場 (野球場)	一般	2,134	56.24%	150%	1,200	1,800	1,700	500	1,950
	中学生以下	2,134	28.12%	170%	600	1,020	850	250	1,000
女坂スポーツ広場 (球技場)	中学生以下	1,246	48.17%	160%	600	960	850	250	1,000

区 分		基準コスト(円)	受益者負担割合	改定率(参考)	現行料金(円)	改定率料金(円)	改定料金案(円)	現行料金差額(円)	6月改定料金案(円)
葛原スポーツ広場(野球場)	一般	7,878	15.23%	200%	1,200	2,400	1,700	500	1,950
	中学生以下	7,878	7.62%	200%	600	1,200	850	250	1,000
天神スポーツ広場(野球場)	一般	20,343	5.90%	200%	1,200	2,400	1,700	500	1,950
	中学生以下	20,343	2.95%	200%	600	1,200	850	250	1,000

※現在休場中の大清水スポーツ広場についても同様に料金改定を行う

カ 公園内野球場・球技場(所管課 公園課)

桐原公園(野球場)及び下土棚遊水地公園(多目的)は、「オ スポーツ広場」と類似施設であることから、利用料金を同一に見直し。桐原公園(野球場)の照明設備は、「ク 学校屋外運動場夜間照明設備」の料金改定を見送りすることから同様に見送り。辻堂南部公園(野球場)及び引地川親水公園(球技場)の中学生以下の料金の改定率は一般利用の改定率と同率に見直し。

※料金は2時間あたり(照明設備は1時間あたり)

区 分		基準コスト(円)	受益者負担割合	改定率(参考)	現行料金(円)	改定率料金(円)	改定料金案(円)	現行料金差額(円)	6月改定料金案(円)
桐原公園(野球場)	一般	3,938	25.40%	170%	1,000	1,700	1,700	700	1,700
	中学生以下	3,938	16.51%	200%	650	1,300	850	200	1,300
	照明設備	8,540	37.47%	160%	3,200	5,120	料金改定は見送り		5,150
辻堂南部公園(野球場)	一般	9,874	39.50%	160%	3,900	6,240	6,250	2,350	6,250
	中学生以下	9,874	17.01%	200%	1,680	3,360	2,700	1,020	3,400
引地川親水公園(球技場)	一般	14,156	39.56%	160%	5,600	8,960	9,000	3,400	9,000
	中学生以下	14,156	10.60%	200%	1,500	3,000	2,400	900	3,000
下土棚遊水地公園(多目的)	一般	※令和8年10月開設予定のため、受益者負担割合は無し。			1,200	—	1,700	500	—
	中学生以下				600	—	850	250	—

キ テニスコート（八部公園 所管課 スポーツ推進課）
（八部公園以外 所管課 公園課）

※料金は1時間あたり

区 分	基準コスト (円)	受益者負担 割合	改定率 (参考)	現行料金 (円)	改定率料金 (円)	改定 料金案(円)	現行料金 差額 (円)	6月改定 料金案(円)
八部公園 (北側)	2,440	24.60%	180%	600	1,080	900	300	900
八部公園 (南側)	4,226	14.20%	200%	600	1,200	900	300	900
辻堂南部公園	539	111.27%	—	600	—	900	300	900
遠藤公園	347	173.16%	—	600	—	900	300	900
湘南台公園	287	208.88%	—	600	—	900	300	900
西浜公園	710	84.48%	—	600	—	900	300	900

ク 学校屋外運動場夜間照明設備（所管課 スポーツ推進課）

現在休場している冬期期間も開場し利用可能日数の増加を検討する
などして、歳入確保を図ることから、料金改定は見送り

※料金は2時間あたり

区 分			基準コス ト(円)	受益者 負担割合	改定率 (参考)	現行料 金(円)	改定率 料金(円)	改定 料金案(円)	現行料金 差額(円)	6月改定 料金案(円)
明治 小学校	A 照明	一般	9,430	67.86%	—	6,400	—	料金改定は見送り (※現在休止中の 藤ヶ岡中学校につ いても料金改定は 見送り)		9,600
		小中学生	9,430	57.26%	150%	5,400	8,100			8,100
	B 照明	一般	9,430	40.29%	160%	3,800	6,080			5,700
		小中学生	9,430	33.93%	160%	3,200	5,120			4,800
長後 中学校	A 照明	一般	22,832	28.03%	170%	6,400	10,880			9,600
		小中学生	22,832	23.65%	180%	5,400	9,720			8,100
	B 照明	一般	22,832	16.64%	200%	3,800	7,600			5,700
		小中学生	22,832	14.02%	200%	3,200	6,400			4,800
御所見 中学校	A 照明	一般	8,982	71.25%	—	6,400	—			9,600
		小中学生	8,982	60.12%	150%	5,400	8,100			8,100
	B 照明	一般	8,982	42.31%	160%	3,800	6,080			5,700
		小中学生	8,982	35.63%	160%	3,200	5,120			4,800
大清水 中学校	A 照明	一般	※令和8年4月開設のため、 受益者負担割合は無し。			6,400	—			9,600
		小中学生				5,400	—			8,100
	B 照明	一般				3,800	—			5,700
		小中学生				3,200	—			4,800

ケ 公園内行為（所管課 公園課）

※料金は興行集会及び物品販売に類する行為は平米あたり、写真撮影はカメラ1台あたり

区 分	基準コスト (円)	受益者負担 割合	改定率 (参考)	現行料金 (円)	改定率料金 (円)	改定 料金案(円)	現行料金 差額 (円)	6月改定 料金案(円)
興行集会に類 する行為 (非営利)	48	29.17%	170%	14	24	24	10	24
物品販売に類 する行為	480	54.17%	150%	260	390	400	140	400
写真撮影 (営業目的)	1,200	54.17%	150%	650	975	1,000	350	1,000

4 本再報告に係る今後の予定

令和8年12月 12月市議会定例会 関係条例改正案の提出
12月～ 市民周知（広報ふじさわ・ホームページ等）
令和9年 7月 公共料金の改定

以 上

（事務担当 財務部財政課）

受益者負担割合の算出方法について

(令和7年9月市議会定例会総務常任委員会報告資料の再掲)

1

(1) 全体コスト（行政コスト）の算出

事業に係る全体コスト（行政コスト）を算出します。

＜全体コストに計上する費用＞

原則として次の費用を合算して算出します。

- ・ 使用料…資本費（用地・建物等取得に係る償還利子、減価償却費）
管理運営費（人件費、物件費、維持補修費）
- ・ 手数料…管理運営費（人件費、物件費、維持補修費）

(2) 「調整率」に基づく「基準コスト」の算出

全体コストを単位当たりコストに分割したもののについて、行政サービスの利用区分に応じて決定する「調整率（50%～100%）」を乗じて、「基準コスト」を算出します。

ア 一般の市民を対象とするもの

(ア) 一般市民に係る行政サービス

A 享受が必需的なサービス
単位当たりコスト×50%

B 享受が任意的な行政サービス
単位当たりコスト×75%

(イ) 特定の市民に係る行政サービス

C 享受の必要度が高いサービス
単位当たりコスト×75%

D 享受が任意的な行政サービス
単位当たりコスト×100%

イ 営利活動を対象とするもの

単位当たりコスト×100%

(3) 受益者負担割合の算出

事業に係る基準コストと現行料金を比較して受益者負担割合を算出します。

＜計算式＞

$$\frac{\text{現行料金}}{\text{基準コスト（単位当たりコスト} \times \text{調整率）}} \times 100 = \text{受益者負担割合（\%）}$$